

# I 税務部門の共同設置について

## ■ 税務部門の主な業務

○ 税務部門においては、概ね下表のような業務を実施

区分	業務内容
課税業務	住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等を課税
各種証明業務	課税証明書、非課税証明書、評価証明書、納税証明書等を発行
滞納整理業務	納税の督促、滞納者の財産の差し押さえ等
固定資産評価業務	土地家屋の固定資産税、都市計画税の根拠となる評価額を調査決定する 【評価替えは3年に一度】

専門性が高い

定型性が高く、  
団体間でほぼ  
同一の事務

## ■ 共同処理に関する検討1

税務部門の共同処理の効果については、市町村合併のケースが参考になると考えられることから、合併市町村における合併前後の税務部門の職員数状況、機構の変遷を調査

<ケース①> 滋賀県高島市(マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町)

《合併後の取組》

● 人件費の削減、効率化

税務部門職員34人(H16)

→24人(H20)(29.4%減)

● 体制、専門性を強化

《H18の一年度のみ滞納整理室を設け、24人を配置し、集中して処理》

《税務部門職員数の状況》

【滋賀県】	人口(人)	税務部門職員数(人)					税務部門職員減少率
		H16	H17	H18	H19	H20	
高島市	53,950	34 (6町合計)	22	35	28	24	△ 29.4%
(マキノ町)	6,210	6	H17.1.1 新設合併				
(今津町)	13,921	8					
(朽木村)	2,625	2					
(安曇川町)	14,489	7					
(高島町)	7,138	4					
(新旭町)	11,068	7					

※調査時点は、毎年4月1日

※人口については、合併後はH17国調、合併前はH12国調

<ケース②> 愛知県清須市(西枇杷島町、清洲町、新川町)

《合併後の取組》

● 人件費の削減、効率化

税務部門職員29人(H16)

→20人(H20)(31.0%減)

● 新市においては、税務課に加え、収納率の向上、事務の効率化を図るため収納課を新設

《税務部門職員数の状況》

【愛知県】	人口(人)	税務部門職員数(人)				税務部門職員減少率
		H17	H18	H19	H20	
清須市	55,038	29 (3町合計)	20	19	20	△ 31.0%
(西枇杷島町)	17,215	10	H17.7.7 新設合併			
(清洲町)	19,122	10				
(新川町)	18,556	9				

※調査時点は、毎年4月1日

※人口については、合併後はH17国調、合併前はH12国調

【参考】合併市町村の税務部門職員数を合併前後において比較(例として、北海道の全合併市町村を調査)

※総務省「地方公共団体定員管理調査」のデータより、合併前の職員数(構成市町村合計)と平成20年4月1日現在の職員数の比較(合併から約2年~3年半経過)

20団体中14団体(70%)において税務部門の職員数が減少

## ■ 共同処理に関する検討2

### < 滞納整理等を共同処理している事例 >

税務部門のうち専門性の高い滞納整理に関しては、共同処理を実施している団体が一定数存在(23一部事務組合、2広域連合、平成20年7月1日現在)。このうち、比較的小規模に運営している香川県内の4一部事務組合にアンケートを実施。

※アンケート対象団体: 大川広域行政組合(さぬき市、東かがわ市)、三観広域行政組合(観音寺市、三豊市)、小豆地区広域行政事務組合(小豆島町、土庄町)、中讃広域行政事務組合(丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)

#### メリット

- ・ 住民とのしがらみにより徴収が困難なケースでも、広域性、専門性を活かして納税交渉を行うことにより、効果的に滞納処分が可能。
- ・ 組合名で、催促状の送付や財産の差し押さえを行った方が、市町村名で実施するのに比べ、そのアナウンス効果により成果が出やすいなど、間接的な効果もある。

#### デメリット

- ・ 課税部門、徴収部門の連携による徴収向上が期待できないほか、構成市町村の滞納整理の認識が甘くなる。
- ・ 構成市町村と組合との事務分担の整理がつきにくい(滞納情報の市町村・組合間での二重管理や市町村から組合への移管作業など事務が繁雑になりがちである)。

#### (参考) 滞納整理以外に共同処理している事務

- ・ 広報活動を通じた納税思想の普及事務。
- ・ 固定資産評価の圏域内均衡を図るために、構成市町村が共同で新築家屋評価研修会(講師の招聘)を実施。
- ・ 税務事務に関する研修計画の立案・実施を行い、構成市町村の税務担当職員を育成。
- ・ 構成市町村で連絡調整を行い、徴収に関して調査研究を実施。

## ■ 共同処理により期待できる効果

- \* 共通する事務の整理等により、効率化・職員数の削減が可能。その上で、専門組織の設置や部門の強化も図ることができる。
- \* 各団体のノウハウを持ち寄ることにより、中期的に専門性の強化がなされ、さらなる部門の強化・コスト削減の可能性が高い。
- \* 共同設置部門の名称を独自のものにすると、特に滞納整理事務におけるアナウンス効果が期待できる。
- \* 滞納整理の一部事務組合において、デメリットとされている事柄についても、税務部門全体の共同設置方式を採用した場合には、解決されると考えられる。  
(課税部門と徴収部門の分離、二重事務等は解消される。)

## ■ 他の共同処理制度との比較

- 事務の委託により税務事務全体を処理する場合には、委託側から受託側に権限が完全に移ることになるが、課税権限、税に関する住民説明・相談までも受託団体が行うのは、税の性質上なじまないのではないか(委託団体は住民に対する責任を果たしていないと判断されかねない)。

## ■ 共同設置を行う場合の留意点

- 税務部門全体を統合し、効率化の効果を最大限に発揮するためには、税務システムや納付書等の各種様式の統合が不可欠→初期投資のコストが発生
- 共同設置された組織内部では指揮命令は一元化されるものの、組織としては複数の指揮命令に属することになり、問題が生じる恐れはないか
- 住民に不利益を与えた場合の責任の所在が不明確になる恐れはないか